## ナヴィゲーション・インストラクター養成講座認定講師(マイスター)委嘱に関する内規

公益社団法人日本オリエンテーリング協会 普及・指導委員会 (ナヴィゲーション・インストラクター資格認定小委員会)

ナヴィゲーション・インストラクター養成講座認定講師(マイスター)を委嘱する者は、 原則として以下の条件を満たす者とする。

- ① 公益社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「JOA」という)会員およびJOA理事会の推薦があること。
- ② ナヴィゲーション・インストラクターであること
- ③ 読図に関する講習会研修会等の講師を30日以上していること。うち2分の1は参加者が公募されたものであること。
- ④ ナヴィゲーション・インストラクター養成講座のアシスタントを務めたことがあること。
- ⑤ 委嘱にあたっては、(a)これまでの読図活動についての簡単な履歴、(b)講師をしたことがある研修会について、名称・期日・場所・主催団体を記したリストを提出し、公益社団法人日本オリエンテーリング協会普及・指導委員会ナヴィゲーション・インストラクター資格認定小委員会に提出すること。

ただし、制度発足時はこれによらず①③を踏まえて、⑤の手続きを実施する。

この内規は、平成30年6月20日より施行する。 令和4年8月27日 改訂